

(令和7年7月1日 現在)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 日高市高麗川地域包括支援センターの概要

事業所名	社会福祉法人 日高市社会福祉協議会 日高市高麗川地域包括支援センター
所在地	日高市大字榆木201番地
連絡先	電話 984-1362 FAX 984-1365
管理者	春日 貴子
営業日	月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始は休み）
営業時間	午前9時～午後5時
サービス提供地域	高麗川小学校区、高根小学校区（大字榆木を含む）

2 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 主任介護支援専門員	1名		業務全般の管理 総合相談・ケアプランの作成	1名
保健師又は看護師	1名		総合相談・ケアプランの作成	1名
社会福祉士 認知症地域支援推進員	1名		総合相談・ケアプランの作成	1名
社会福祉士 生活支援コーディネーター	1名		総合相談・ケアプランの作成	1名
介護支援専門員		3名	総合相談・ケアプランの作成	3名

3 事業の目的・運営方針

- ・介護保険法に基づき、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業を行います。
- ・利用者の能力を生かし、可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮した支援を行う。
- ・利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取りいれるとともに、「心身機能」「活動」「参加」の視点もふまえ、利用者自身が生きがいや役割を持って生活できるよう支援します。
- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

① 介護予防ケアプランの作成

適正なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者自身が理解した上で、目標達成に向けて取り組んでいくよう検討し、介護予防ケアプランを作成します。

② 介護予防サービス事業所等との連絡調整

介護予防サービス事業所等と利用者又はその家族も含めたサービス担当者会議を開催し、目標に向けた共通認識を図るとともに、介護予防ケアプランに基づいた介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者への連絡調整を行います。

③ 介護予防サービス等の実施状況の把握及び介護予防ケアプランの評価

利用者の状況を利用者又は介護予防サービス事業者に確認し、介護予防サービス等の実施状況をサービス内容の適否も含めて把握し、必要があれば計画を見直します。また、介護予防ケアプランの目標の達成状況について評価を行い、その経過や結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載します。

④ 給付管理

毎月初めに、利用者の前月における介護予防サービス等の利用実績を確認し、埼玉県国民健康保険団体連合会等に請求します。

⑤ 介護予防サービス等に関する相談

利用者、家族との面接によるモニタリング等において、介護予防サービス等の実施状況について確認するとともに、適宜相談支援を行います。

5 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として自己負担はありません。ただし、介護保険料を滞納している場合は自己負担が発生する場合があります。

- ・介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント ・・・ 4,512円
- ・初回加算（新規に利用を開始する月に加算されます） ・・・ 3,063円
- ・委託連携加算（初回のみ） ・・・ 3,063円

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情

当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情および介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口で承ります。

日高市高麗川地域包括支援センター窓口

電話番号 984-1362

（受付時間 午前9時～午後5時）

日高市役所 健康推進部 長寿いきがい課

電話番号 989-2111

（受付時間 午前9時～午後5時）

7 個人情報の保護

利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、適切な管理を行い、処分の際にも漏洩を防止します。

ただし、サービスを提供する際に利用者や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、利用者および家族の個人情報使用同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印をいただきます。

8 指定居宅介護支援事業者への委託

当事業所では、日高市地域包括支援センター運営協議会において承認を受けた指定居宅介護支援事業者に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務（利用契約書第3条および第4条）を委託する場合があります。この場合、指定居宅介護支援事業者は、当事業所の運営方針および個人情報の取扱いを遵守します。